

船用ディーゼルエンジンからの NOx排出規制に関するテクニカルコード

第6章 船上におけるNOx排出規制の適合確認の手順

6.2.2 エンジンパラメーターチェック法の手順

6.2.2.1 エンジンパラメーターチェック法は次の2つの手順によって実行されること。

- 1 エンジンパラメーターの書類審査を他の検査に加えて実施すること。それは、エンジンパラメーターを含む記録簿の調査と、テクニカルファイルで特定された許容範囲内に有ることの検証を含むこと。そして
- 2 必要に応じて書類審査に加えて、エンジン構成部品と調整可能な部分の現場の検査を実施すること。書類審査の結果を参照しながら、エンジンの調整可能な部分が、テクニカルファイルで特定された許容範囲内に有ことを確認すること。

6.2.2.2 サブイヤーは、調整又は改造が全くないか、或いは僅かにあったとしても、エンジンが適応される排出制限値に適合する事を確認するため、又、適用する使用の構成部品のみが用いられていることを確認するため、1つ或いは全ての構成部品、設定値又は運転値をチェックする権利を有する。仕様書中の調整又は改造がテクニカルファイルで参照されている場合、それらの値は製造者によって推奨され、主管庁により承認された範囲内になければならない。

6.2.3 エンジンパラメーターチェック法に関する書類

6.2.3.1 全てのディーゼルエンジンは、排気ガス性状に影響を与え、かつ適合への確認のためにチェックしなければならないエンジン構成部品、設定値、運転値について特定する2.3.6に要求されるテクニカルファイルを持たなければならない。(Technical file with On-board NOx verification procedures)

6.2.3.2 エンジンパラメーターチェック法の実施が要求されるディーゼルエンジンを備えた船舶の船主又は責任者は、船上におけるNOx検証方法に関して、以下の書類を船に備え付けなければならない。

- 1 エンジン構成部品、設定値に関する全ての変更点を記録する為のエンジンパラメータ記録簿。(Record book of Engine Parameters)
- 2 エンジン製造者により提出された主管庁から承認された、エンジンに指定された構成部品及び設定値に付いてのエンジンパラメーターリスト、又はエンジンの負荷特性による運転値に対する書類。(Engine Parameter Inspection Record)
- 3 指定されたエンジン構成部品に変更が加えられた場合は、その構成部品の変更に関する技術書類 (調整・変更・改造後も第13規則に適合している旨の図書)

6.2.3.3 エンジンパラメーター記録簿 (Record book of Engine Parameters)

エンジンの調整、構成部品の交換や改造を含む、指定されたエンジンパラメーターに影響を及ぼす変更に関する記述を、エンジンパラメーター記録簿に日付順に記録しなければならない。これらの記述を、エンジンのNOxレベルを評価する為に必要な他の適切なデータで補足しなければならない。

6.2.3.4 船上で変更されうるNOxに影響を及ぼすパラメーターのリスト

特定のエンジン固有の設計によって、NOxに影響を及ぼす改造や調整は異なる可能性があり、又、これが通常である。これらは以下のエンジンパラメーターを含んでいる。

Fuel oil cam	Piston	Cylinder head
Fuel oil Injection valve	Fuel oil injection nozzle	Fuel oil plunger
Fuel oil Injection pump	Air cooler	Turbo charger
Operating pressure of fuel injection valve		Fuel injection timing
Top clearance		

(以上は、ダイハツディーゼル(株)製エンジンに関するものです)

6.2.3.6 エンジンの構成部品の改造に関する技術資料

エンジンのテクニカルファイルに含まれる技術資料は、改造の詳細及びそのNOx排出量への影響を含まなければならない。又それは改造が行われる際に供給されなければならない。

後で製作されたエンジンの試験台上におけるデータは、そのエンジンがエンジングループ概念の適用範囲内であれば容認される場合がある。